

とりしん アグリローン「農力」

農業を営む皆様へ！農業経営に必要な運転資金・設備資金にご利用ください。

貸付金額 **100**万円以上**6,250**万円以内

返済方法 **年2回**または**年4回**

返済期間 **1**年以上**7**年以内

担 保 **原則不要**

※お申込み内容によっては、回答までに時間を要する場合があります。
また、審査結果によってはご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
お申し込みには条件があります。詳しくは裏面をご参照ください。

鳥取県

【お問い合わせ先】

鳥取信用金庫 最寄の本支店、または、お客様相談窓口（TEL0120-267-104）まで
受付日時／月～金（祝日、年末年始を除く） AM9:00～PM5:00

取扱店舗	全 店
名 称	とりしんアグリローン「農力」
資金使途	農業経営に必要な運転資金及び設備資金（借換不可）
ご利用いただける方	当金庫の営業地区内で農業を営む個人事業主または法人で、以下の(1)～(4)の要件を満たす方。 (1)次の①～③のうち、いずれかを満たす方 ①認定農業者 ②直近1年間の農業粗収益が200万円(法人の場合は売上高1,000万円)以上の方 ③直近1年間の農業所得が総所得(法人の場合は売上高)の過半を占める方 (2)所得税または法人税の未納がない方 (3)業歴3年以上で3期連続の決算を行っている方 (4)日本政策金融公庫の審査により承認を得られた方
貸付金額	1事業者あたり100万円以上6,250万円以内（10万円単位）
融資方法	証書貸付
返済方法	元金均等返済 年2回または年4回払 年2回払 2月・8月の各25日または5月・11月の各25日のいずれか 年4回払 2月・5月・8月・11月の各25日
返済期間	1年以上7年以内（据置期間1年以内を含む）
貸付利率	当金庫所定の金利（変動金利） 借入後の利率は基準金利（当金庫新長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。
保 証 人	(1) 個人事業者の場合、原則不要とします。 (2) 法人の場合、「経営者保証に関するガイドライン」により協議させていただきます。
担 保	原則不要です。
そ の 他	○本商品は、日本政策金融公庫の信用補完スキームを活用した商品です。支払遅延、法的整理等の事故が発生した場合、当金庫は日本政策金融公庫から融資残高の80%を補償金として受領し、その相当額の債権を同公庫に譲渡します。 ○本商品の繰上返済は原則取扱いません。やむをえず行う場合は違約金が発生します。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくはお客様相談窓口（9時～17時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。